

第 3393 號公告

法律援助 ( 財產的押記 ) ( 利率 ) 規例

**訂明利率通知**

根據《法律援助 ( 財產的押記 ) ( 利率 ) 規例》( 第 91 章，附屬法例 D ) 第 3 條的規定，法律援助受助人按《法律援助條例》( 第 91 章 ) 第 18A(3B)(b) 條須付利息的訂明利率，由 2019 年 6 月 1 日起定為每年 1.231%。

2019 年 5 月 24 日

法律援助署署長鄺寶昌